

## 非常変災時の対応について

愛媛県立松山南高等学校砥部分校

**いかなる場合も、自身及び家族の安全確保を最優先として判断し、命を守る行動を取ることが原則です。**

※「**えひめの防災・危機管理**」(<https://pref-ehime.eyebousai-plus.com/>)で、

地域（砥部町及び居住市町）を選択すると、警報等が確認できます。

※居住市町とは、生徒が住んでいる市町を指します。

※非常変災時の対応に伴う欠席は公欠になります。

※下記 1 による欠席は、学校に連絡しなくてもかまいません。



1 開校日と休業日（部活動・模擬試験、補習、各種検定 等）の**登校前に、次のいずれかの場合は、自宅待機又は避難**をする。また、学校教育活動（授業等）を行っている場合は、安全に留意して生徒を帰宅させる。状況によっては、校内での安全確保、垂直避難等に切り替える。

(1) 砥部町、居住市町、または通学で通過する市町に、**「特別警報」**（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮）、**「暴風警報」**、**「暴風雪警報」**、**「大雪警報」**が発表されている。

(2) 砥部町、居住市町、または通学で通過する市町に、下記、**警戒レベル3以上の警報**が発表されている。

※「高潮」に関する警報による自宅待機（避難）は、沿岸部に居住する関係生徒のみを対象とする。

|                                  | 河川氾濫           | 大雨             | 土砂災害             | 高潮             |
|----------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 警戒レベル5 相当<br>命の危険あり<br>命を守る最善の行動 | レベル5<br>氾濫特別警報 | レベル5<br>大雨特別警報 | レベル5<br>土砂災害特別警報 | レベル5<br>高潮特別警報 |
| 警戒レベル4 相当<br>全員ただちに避難            | レベル4<br>氾濫危険警報 | レベル4<br>大雨危険警報 | レベル4<br>土砂災害危険警報 | レベル4<br>高潮危険警報 |
| 警戒レベル3 相当<br>高齢者や子どもなどの避難開始      | レベル3<br>氾濫警報   | レベル3<br>大雨警報   | レベル3<br>土砂災害警報   | レベル3<br>高潮警報   |
| 警戒レベル2 相当<br>避難行動の確認             | レベル2<br>氾濫注意報  | レベル2<br>大雨注意報  | レベル2<br>土砂災害注意報  | レベル2<br>高潮注意報  |
| 警戒レベル1 相当<br>災害への心構え             | 早期注意報          |                |                  |                |

(3) 砥部町や居住する市町、または通学で通過する市町に、自治体から「避難指示」が発令されている。

※「避難指示」を、地区ごとに発令する市町もある。「えひめの防災・危機管理」(<https://pref-ehime.eyebousai-plus.com/>)の「避難情報」を確認すること。

※砥部町だけ、または居住する市町だけに発令されている場合も該当する。

(4) 地震、津波等の大規模災害が起こった場合。

(5) 上記(1)～(4)以外で、自分と家族の安全のため自宅等で待機または避難が必要である場合。安全な通学路が確保できない場合を含む。

2 **正午までに、上記 1 (1)～(5)のどの状況にも該当しなくなった場合は、安全に十分配慮して登校する。**ただし、安全確保や災害状況のために登校できない場合は自宅待機とし、学校に連絡する。

**3** 正午の時点で、上記 1(1)～(5)のいずれかの状況が継続されている場合は、「臨時休業」とする。

**4** 通学で利用する公共交通機関が災害や事故等で不通の場合は、他の交通手段を利用するなどして、安全に十分配慮して登校する。ただし、安全に登校できない場合や他の交通手段が利用できない場合は自宅待機とし、学校に連絡する。

**5** 愛媛県下に全国瞬時警報システム（Jアラート）による弾道ミサイルの情報伝達が行なわれた際は、近くの建物や地下（地下街や地下駅舎等の地下施設）に直ちに避難し、続報を待つ。その後、メディア等で安全を確認してから登校をする。（安全を最優先すること）

**6** 気象庁、国・県・市町から発表される情報及び砥部分校ホームページ、マチコミメールで確認する。  
原則として学校への電話による問い合わせはしない。

令和 8 年 5 月 28 日改定